6　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成24年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次のａからｄまでの条件を満たす２社の組み合わせとする。

ａ　土木工事を担当する構成員は、四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。ただし、四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

ｂ　機械設備工事を担当する構成員は、四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ｃ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ａ及びｂの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ｄ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

ａ　土木工事を担当する構成員　平成９年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が平成９年度以降に元請けとして、同種工事の施工実績を有していること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

・堤高15m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｂ　機械設備工事を担当する構成員　平成９年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が平成９年度以降に元請けとして、同種工事の施工実績を有していればよい。）。

・ダム施設改良工事に係る鋼製仮締切設備、又は新設のダム用高圧ゲート設備（ただし、バルブ、取水設備を除く。）を自ら製作し、据付した施工実績を有すること。

・「自ら製作し、据付した」とは、鋼製仮締切設備又は高圧ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である仮締切扉体又は高圧ゲート扉体・戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。

・高圧ゲートとは、設計水深25m以上のものをいう。

また、製作と据付が別契約の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｃ　土木工事を担当する構成員は建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事業につき許可を、また機械設備工事を担当する構成員は建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

ｄ　土木工事を担当する構成員は１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格、かつダム工事総括管理技術者の資格を有する監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また機械設備工事を担当する構成員は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する監理技術者又は主任技術者を当該工事の現場施工期間に専任で配置できること。なお、現場施工期間は、平成25年12月中旬から平成29年２月下旬を予定している。

⑶　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

⑷　異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈡」によるものとし、特定建設工事共同企業体を異工種建設工事共同企業体と読み替えるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

６⑴の認定（６⑴の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴の認定を受けていない構成員が６⑴の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴の認定又は６⑴の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　異工種建設工事共同企業体の名称は、「平成24―28年度長安口ダム施設改造工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。